

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(居室等の面積)

第2条 条例第6条（条例第13条を準用する場合を含む）の規定により定める指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービスの居室等の面積は別表のとおりとする。ただし、福岡県介護保険広域連合外の保険者から既に指定を受けている事業所を指定する場合は、当該保険者の指定をもって指定基準を満たすものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項に基づく指定を受けている指定認知症対応型共同生活介護事業者、法第54条の2第1項の規定に基づく指定を受けている指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（当該条例の施行後に増築、改築又は移転された部分を除く。）及び法第78条の2第7項又は法第115条の12第5項に基づき福岡県介護保険広域連合が介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させる措置を講じた事業者（指定後に増築、改築又は移転された部分を除く。）における第2条の規定の適用については、別表のイの右欄中「9.9㎡」とあるのは「7.43㎡」とする。

別表（第2条関係）

イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	一の居室の床面積は、内法面積で9.9㎡以上としなければならない。
ロ 上記以外のサービス	厚生労働省令の定めるところによる。